

令和 8 年第 1 回平取町議会臨時会 （開 会 午前 9 時 3 0 分）

高山議長

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は、9 名であり、定足数に達しておりますので会議は成立します。ただいまより、令和 8 年第 1 回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、2 番中川議員と 3 番松澤議員を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。このことについて、本日、議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長より報告願います。3 番松澤議員。

3 番
松澤議員

はい。本日招集されました、令和 8 年第 1 回平取町議会臨時会の議会運営等につきましては、本日開催しました議会運営委員会において協議し、会期については、本日、1 月 29 日の 1 日間とすることで、意見の一致をみておりますので、議長よりお諮り願います。

高山議長

お諮りします。ただいま、議会運営委員長より報告がありましたとおり、会期は本日 1 日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間と決定しました。

日程第 3、報告第 1 号、専決処分報告についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第 1 号につきましてご説明いたしますので、21 ページをお開きください。令和 7 年度平取町一般会計補正予算について別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し承認を求めるものです。22 ページをご覧ください。令和 7 年度平取町一般会計補正予算第 11 号については、2 月 8 日執行の衆議院議員総選挙に係る費用等についての補正であり、その準備に緊急を要するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものです。23 ページをご覧ください。令和 7 年度平取町一般会計補正予算第 11 号は、次に定めるところによるものとします。第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ 873 万 7,000 円を追加し、予算の総額を 78 億 7,677 万 7,000 円にしようとするものです。第 2 項、歳入歳出予算の補正の区分及び金額等については、第 1 表、歳入歳出予算補正によります。専決処分の日は令和 8 年 1 月 20 日です。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、27 ページをお開き願います。上段、2 款 4 項 3 目衆議院議員選挙費 873 万 7,000 円の追加です。その内訳はまず、1 節報酬 120 万 2,000 円の追加で、これは選挙当日のそれぞれの投票所における投票管理者 1 名及び投票立会人 2 名を配置しますが、その報酬

と、開票における管理者1名と開票立会人10名の報酬、さらに期日前投票における投票管理者1名及び投票立会人2名の報酬の合計を計上したものです。3節職員手当は405万4,000円の追加です。これは期日前投票期間と投票当日の事務員の時間外勤務手当399万7,000円と管理職特別勤務手当5万7,000円を合計し計上しております。7節報償費43万6,000円の追加です。これは期日前投票における臨時的任用職員への謝金11日間分の延べ人数33名分として43万6,000円を計上しております。8節旅費16万4,000円の追加です。費用弁償14万円は期日前投票や選挙当日における事務員及び立会人などの費用弁償で、普通旅費2万4,000円は、職員が選挙物品を受領するためなどの出張旅費です。10節需用費61万6,000円の追加です。消耗品費の20万円は事務機器用消耗品費などの購入費です。食糧費40万6,000円は選挙関係者の弁当代などを計上しております。修繕料1万円は投開票機器の修繕料を計上しております。11節役務費70万2,000円の追加です。通信運搬費37万7,000円の追加ですが、これは入場券などの郵送料を計上しております。手数料32万5,000円の追加です。これは開票機器12台の調整費です。12節委託料115万2,000円の追加です。これは候補者用39か所のポスター掲示板設置業務委託料60万5,000円、期日前投票システムの保守委託料31万6,000円、選挙公報配布業務委託料23万1,000円を計上しております。13節使用料及び賃借料26万7,000円の追加です。これは、候補者用39か所のポスター掲示板のレンタル料を計上しております。17節備品購入費8万1,000円の追加です。これは、投票所に備えておく車椅子3台の購入費を計上しております。18節負担金、補助及び交付金6万3,000円の追加です。これは、選挙関係者に事故などが発生した場合の保険事業の負担金として、北海道市町村総合事務組合に納入するものです。財源は全額、国庫委託金を充当します。歳出については以上です。次に、歳入についてご説明いたしますので、26ページをご覧ください。上段、15款3項1目総務費国庫委託金、1節選挙費委託金873万7,000円の追加です。これは歳出の衆議院議員選挙費に充てるため、国から委託金として交付されるものです。事項別明細書のご説明については以上となります。なお、28ページはこの補正における報酬及び職員手当を給与費明細書に反映したものですので、ご説明については省略させていただきます。以上、報告第1号のご説明をさせていただきましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本

件について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第3、報告第1号、専決処分報告については、承認することに決定しました。

日程第4、議案第2号、令和7年度平取町一般会計補正予算第12号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第1号、令和7年度一般会計補正予算第12号につきましてご説明させていただきますので、1ページをご覧ください。令和7年度平取町一般会計補正予算第12号は、次に定めるところによります。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ1億6,882万3,000円を追加し、予算の総額を80億4,560万円にしようとするものです。第2項、歳入歳出予算の補正の区分及び金額等については、第1表、歳入歳出予算補正によります。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、10ページをお開き願います。上段、2款1項9目企画費、18節負担金、補助及び交付金500万円の追加です。これは生活交通確保対策事業費補助金として、町内を運行する路線バス事業者である道南バスに対し、運賃等の収入で賄うことのできない赤字分について補助するものです。今般の燃料費、人件費等の高騰の影響により、当初予算措置額は3,000万円ですが、さらなる補助が必要となったことから、500万円を追加するものです。財源は全額一般財源ですが、この8割に特別交付税措置があります。次に下段、3款1項1目社会福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金512万9,000円の追加です。これは国の総合経済対策として交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、当町の実施計画に基づく事業の一つとして実施しようとするものです。なお、この後の説明にあたっては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、「臨時交付金」と、また、事業実施計画は「事業計画」と略して説明させていただきますので、ご了承願います。本補正の内容は、障がい者支援施設ずずらん及びケアハウスずずかの給食費、燃料費、電気料について、令和3年度と比較した場合の令和7年度における物価上昇分の2分の1の額を補助するしようとするものです。歳出の内訳は別途配付させていただきました資料に記載させていただきましたので、後ほどお読み取り願います。財源は全額、臨時交付金を充当します。11ページをお開きください。上段、3款1項2目老人福祉費、18節負担金、補助及び交付金553万4,000円の追加です。これは臨時交付金の事業計画に基づき、平取かつら園、ショートステイ、デイサービスセンター、こころのホームふれないの給食費、燃料費、電気料について、令和3年度と比較した場合の令和7年度における物価上昇分の2分の1の額を補助しようとするものです。財源は全額、臨時交付金を充当します。算出の内訳は別途配付させていただきました資料に記載させていただきましたのでお読み取り願います。次に下段、3款1項4目福祉施設費、18節負担金、補助及び交

付金 157万3,000円の追加です。これは臨時交付金の事業計画に基づき、公衆浴場としてのびらとり温泉ゆからに係る年間のA重油使用量22万8,000リッターに対し、令和3年度と比較した場合の上昇単価を13.96円として算出し、その2分の1の額を補助しようとするものです。財源は全額、臨時交付金を充当します。12ページをご覧ください。上段、3款2項1目児童福祉総務費1,477万9,000円の追加です。これは国の総合経済対策として交付される物価高騰子育て応援手当の支給に関する予算及び臨時交付金の事業計画に基づく事業予算の補正となります。まず、子育て応援手当の支給に係る経費の補正についてですが、3節職員手当18万円、これは支給事務に係る職員の時間外勤務手当を、10節需用費、消耗品費20万円については印刷機等の消耗品費を、11節役務費は、対象者への各種通知に係る郵便料として通信運搬費8万円、手当の振込みに係る振込手数料として3万9,000円を、12節委託料19万8,000円については手当支給に係る事務支援業務の委託に係る委託料を、18節子育て応援手当は対象者610名に対して2万円を支給するとして1,220万円を計上しております。また、18節の2項目目、児童福祉施設等物価上昇軽減補助金188万2,000円の追加ですが、これは臨時交付金事業として町内4か所の保育施設の給食費、燃料費、電気料について、令和3年度と比較した場合の令和7年度における物価上昇分の2分の1の額を補助しようとするものです。財源は全額、国の交付金を充当します。算出の内訳は別途配付させていただきました資料に記載させていただきましたのでお読み取り願います。次に下段、4款1項4目環境衛生費785万1,000円の追加です。7節報償費555万1,000円の追加ですが、これは有害獣等の捕獲数が当初予算の想定よりも多くなる見込みであることから、不足する予算を補正しようとするものです。エゾシカは当初予算では1頭あたり1万1,000円の3,500頭分、3,850万円を計上しておりますが、これを200頭増加の3,700頭と見込み、220万円の追加、特定外来生物であるアライグマも当初予算では1頭あたり3,000円の800頭分、240万円の計上ですが、700頭分210万円の追加、ヒグマは当初予算では1頭あたり3万円の30頭分、90万円の計上ですが、6頭分18万円の追加、タヌキは当初予算で1頭あたり3,000円の150頭分、45万円の計上ですが、350頭分105万円の追加、キツネは当初予算では1頭あたり3,000円の120頭分、36万円の計上ですが、7頭分2万1,000円の追加、合わせて555万1,000円を追加補正しようとするものです。11節役務費、手数料230万円の追加です。これはエゾシカ1頭あたり処理手数料を平均額で1万1,500円とし、200頭分として算出し計上しております。道を経由する国の交付金と北海道地域づくり総合交付金とを合わせて266万8,000円、残額の518万3,000円が一般財源となりますが、この8割に特別交付税措置があります。13ページをご覧ください。上段、4款2項1目小規模給水施設費、18節負担金、補助及び交付金220万2,000円の追加です。これは臨時交付金

の事業計画に基づき、地区水道使用者の水道料金の負担軽減をすべく、9つの地区水道運営団体に2か月分の水道使用料に相当する220万2,000円を補助しようとするものです。財源は全額、臨時交付金を充当します。次に下段、6款1項2目商工振興費9,095万2,000円の追加です。これは臨時交付金の事業計画に基づき、町民1人あたり2万円相当の地域応援券を給付するための事業費を補正するものです。10節需用費、消耗品費3万円は事務に必要な消耗品の購入費用、11節役務費、通信運搬費120万5,000円は、地域応援券を2,400世帯にゆうパックで郵送するための費用を計上しております。12節委託料については、地域応援券事業業務として町民人口4,370人に2万円相当分の換金業務と券やポスター等の作成業務、これらを合算して委託料として8,947万9,000円を補正し、また地域応援券及び案内資料の封入業務等に係る事務支援委託料として23万8,000円、合計8,971万7,000円の委託料を補正しようとするものです。財源は全額、臨時交付金を充当します。14ページをお開きください。上段、6款1項3目地場産業振興費、18節負担金、補助及び交付金25万4,000円の追加です。これは地場産業振興対策補助金について、トマトや和牛を活用した商品販売のための事業申請があったことにより、補助金予算に不足が生じるため、追加補正しようとするものです。財源は全額、一般財源となります。下段、7款2項1目道路維持費、14節工事請負費1,290万円の追加です。これは昨年9月の豪雨により、紫雲古津川向大橋の橋梁の一部が破損したことによる補修工事ですが、本工事は災害復旧事業としての実施を見込んでおりましたが適用除外となり、その後、国の補正予算による社会資本整備総合交付金事業の対象事業として内定したことから、道路ストック補修工事として追加補正しようとするものです。財源は国庫補助金842万6,000円、地方債440万円、残額7万4,000円が一般財源となります。15ページをご覧ください。上段、7款4項1目住宅管理費、14節工事請負費214万9,000円の追加です。これは公営住宅の大規模改修工事に係る補正ですが、今年度は入居年数の長い入居者の退去が多くなったことにより、住宅の改修箇所及び規模が大きくなり、予算が不足する見込みとなったため補正しようとするものです。補正額は、現在工事中の二風谷町営住宅の改修に必要な額のうち、予算が不足する214万9,000円について補正しようとするものです。財源は全額、一般財源となります。下段、12款1項2目簡易水道事業会計繰出金、27節繰出金2,050万円の追加です。これは臨時交付金の事業計画に基づき、早期に個人や中小企業などへの物価高騰負担増への軽減を図るための対策として実施するもので、簡易水道使用者2,175戸への水道料金の2か月分の水道料を無償とし、そのために必要な額を簡易水道事業会計に繰り出すための補正です。財源は臨時交付金を1,083万1,000円充当し、残額966万9,000円は一般財源となります。歳出については以上です。次に、歳入についてご説明いたしますので、7ページをお開きください。上段、10款1項1目1節地方交付税2,232万9,00

0 円の追加です。これは、歳出の補正額から特定財源を差し引いた一般財源合計額を普通交付税に求めるものです。続いて下段、15 款 2 項 1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費補助金 1 億 1,810 万 3,000 円の追加です。これは、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を各種事業に充当するものです。8 ページをご覧ください。上段、15 款 2 項 2 目民生費国庫補助金、2 節児童福祉費補助金 1,289 万 7,000 円の追加です。これは歳出、児童福祉総務費でご説明いたしました物価高騰子育て応援手当の支給に関する事業費 1,220 万円及び事務費 69 万 7,000 円の全額が補助金として交付されるものです。次に下段、15 款 2 項 5 目土木費国庫補助金、1 節道路橋梁費補助金 842 万 6,000 円の追加です。これは歳出、道路維持費でご説明しました道路ストック補修工事に対する社会資本整備総合交付金です。算出は事業費の 65.45 パーセントで内定を受けております。9 ページをご覧ください。上段、16 款 2 項 3 目 1 節保健衛生費道補助金 266 万 8,000 円の追加です。これは歳出、環境衛生費でご説明しました有害鳥獣等の捕獲等に係る道補助金として鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金 254 万 8,000 円と地域づくり総合交付金 12 万円の補正となります。下段、22 款 1 項 6 目 1 節道路橋梁債 440 万円の追加です。これは歳出、道路維持費でご説明しました道路ストック補修工事の補助残に対する財源として、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を充当するものです。事項別明細書のご説明については以上となります。続いて、第 2 表、繰越明許費についてご説明させていただきますので 4 ページをご覧ください。6 款商工費、1 項商工費、平取町地域応援券事業 9,095 万 2,000 円及び 7 款土木費、2 項道路橋梁費、道路ストック整備事業 1,290 万円について、事業が年度内に完了しないことが見込まれるためこれを繰越明許としようとするものです。続いて、第 3 表、地方債補正についてご説明させていただきますので 5 ページをお開きください。道路ストック整備事業については、本補正により限度額を 4,070 万円とし、限度額の合計としては補正前 5 億 7,160 万円のところ、補正額は 5 億 7,600 万円となります。16 ページには地方債現在高に関する調書を、また 17 ページには給与費明細書を添付しており、本補正額を反映した額を記載しておりますので後ほどお読み取り願います。以上、議案第 1 号のご説明とさせていただきましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。6 番 崎廣議員。

6 番
崎廣議員

6 番 崎廣です。ただいまの補正の中の 12 款 1 項 2 目簡易水道事業会計繰出金 2,050 万、これについて質問させてもらいます。これについては合同常任委員会の中でもかなり議論をさせていただきました。改めて確認をさせていただきたいと思います。常任委員会の時にもお話をしたんですけども、うちの町は

	基本料だけではなく、メーター使用料までということなので、私が知ってる限りでは全国的に例のないケースだと思いますんで、全国的な状況について把握をしておられれば教えていただきたいと思います。
高山議長	建設水道課長。
建設水道課長	はい。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。令和7年度7月ころです。ね、島根県の松江市が水道料金、使用料の全額減免という対応をしているというふうにホームページで確認をさせていただいております。
高山議長	6番崎廣議員。
6番崎廣議員	はい。全国でも1か所だけということで、私もあちらこちら聞かしてもらってます。ネットなんかでも見えますけども、まず出てこないという状況だと思います。それでそういう状況の中でメーター使用料までうちの町は減免をするという、そういう判断に至った根拠、理由について改めて伺いたいと思います。
高山議長	町長。
町長	はい。私のほうから答弁申し上げたいと存じます。前回の常任委員会の中でもお答えしたと思いますけども、今回、重点支援地方交付金ということで、国から地方の景気浮揚といいますか、物価高対策ということで交付される交付金ということで、これは独自に各自治体でその使い道を考えなさい、という趣旨のお金でございます。推奨事業メニューとしてご存じのとおり、生活者支援と事業者支援というような二つの項目がございまして、それぞれ5項目ずつ、10項目、このようなことに使うのは好ましいというような、国の指示でもございませんですけども、内容が提示されているところでございます。私どもも1億300万円というその限られた財源の中で、これ全てを賄うようなものってのはなかなか厳しい、難しいという状況であると。これは今回ばかりでなく、以前もですね、そういうことで、当町としての事業の選択をどうすべきかということ。を本当に毎回悩むところでございましたけれども、なるべくこういった項目を、網羅すべきような事業の検討はできないかということで、前も言いましたけど直接的に町民がこの支援の内容を実感できるようなものを強く意識すべきだというようなことも含めて、これは一つ、全員にその商品券で物価高対策を緩和するような支援を、いわゆる生活者支援ということでやらせていただいたというところでございまして、ちょっと外れるようなあれなんですけども、水道料に關しても2か月分支援することで、地区水道はちょっとまた別の支援でありますけども、あまねくですね、事業者も含めた皆さんにそういったものを支援

できるのではないかと。常任委員会の時に崎廣議員からもですね、それは例えば事業者等は、営業等利潤につながるものであるからそういうのはどうなんだというお話もございますし、もっともっと高齢者なり、低所得者に厚くすべきだというような意見もいただきまして、それも本当にもっともなご意見だと思います。ただ、この推奨事業の中で、やっぱり中小企業もですね、やはり、本当に十分な支援とは言いませんけども、こういう事業の中で少しでも支援ができないかということで、生活者支援と事業者支援を合わせた形の支援をしたいなという考えでございまして、事業者さんはまちまちですけども、やっぱり使う量も多い、負担も多い。それから、一般の家庭でもやっぱり家族が多いと、使う量も多いので、負担も増えているということです。やっぱりそういうところに3月期かもしれませんけども、応分に見合った支援をしたいというようなことを検討した結果、料金を含めた支援が、それになうんではないかというふうなことで、こういう形で提案させていただいたということでございます。以上です。

高山議長

6 番崎廣議員。

6 番
崎廣議員

はい。前回の委員会と同じ答弁だったと思うんですけども、3回目なんで難しいんですけども。営業のほうまでというのは基本料金だけでも十分それは行き届くんだと思うんですよね。例えば新ひだかが今回減免をするのは、新ひだかは家事用の部分だけです。要は、一般の家庭だけの上水道を、水道料ですね、この基本料を減免、下水道の料金については、一般の方っていいますから、両方とも営業が入っていない。うちの町は営業用まで入れる。それで、十分じゃないかなと私は思います。公平性を保つためにもメーター料金までの部分についてはいかなものかなと思っております。3回目ですんで確認をさせてもらいたいと思います。この後2号議案で水道事業の部分が出てきますけれども、ただいまの説明は、メーターの使用料まで減額をするというのが町の方針であって、第2号議案で水道料金でも提案がありますけども、それは、この提案を含めてっていうか、まさか水道第2号議案で手のひらを返して、いや違うことをやるんだっていうことはないと思うんですけども、第2号議案でも同じ扱いになるっていうことでいいですかね。反対討論の関係もありますんで、そのところの取り扱いを教えていただきたいと思います。

高山議長

建設水道課長。

建設水道
課長

はい、お答えさせていただきます。第2号にあげさせていただいている提案としましては、第1号議案の一般会計からの繰出金を受けての繰入金の歳入の変更ということでの提案となりますので関連してございます。

高山議長	ほかに質疑ありませんか。4 番木村議員。
4 番 木村議員	はい、4 番木村です。私もですね同じところ、15 ページの部分なんですけども、ちょっとお聞きしたいんですけど、いただいた資料の中ではですね、ちょっと平均値が出てて、よくわからなかったので確認したいんですけど、平取町内で一番水道料金、今回メータ読みでですね、要するに補助される一番使っているところ、名前はいいですけど、その金額を知りたいんですけども、一番少ないところとの金額を教えてください。
高山議長	建設水道課長。
建設水道 課長	はい。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。今回、水道料として1 番使っているところとしましては、水量が2,300 立米で31 万円となっております。最低の料金としましては一般のところの基本料金2,200 円の消費税ですので2,420 円というのが最低となりますが、稀に使うという業者さんもいらっしゃると思いますので、こちらにつきましては休栓料という形で毎月納めていただいていますので、そちらの方は800 円という方もいらっしゃるけれども、使用されている方の最低としましては、2,420 円となります。
高山議長	4 番木村議員。
4 番 木村議員	はい。教えていただいてありがとうございます。31 万ということで1 番使うところがですね、少ないところは2,400 円。この際約31 万円なんですね。今町長が、崎廣議員の中で答えていたようにですね、これ物価対策って、生活支援とか言ってましたけど、こんだけこのね、31 万も何ていうんすかね、補助があたる人によって、人、団体いろいろありますけども、こんなに差があるのいいことなのか。これ物価対策支援ということであればね、やっぱり町民にね、広く、何ていうんですかね、平等にするべきではないかなと思っているんですよ。このことについては前回の常任委員会の中でも、僕、言ったと思うんですけども、やはりこれについて見直しがされなかったっていうのはすごく残念なんですよね。ここら辺の感覚はどういうふうに思っているのか。大体この水量を多く使って今回補助を受ける個人、団体っていうところはですね、もう大体商売やってるところだと思うんです。商売をやっているっていうことはもう商売の売る金額の中に水道料金というのは完全に含まれてると思う。それに対して補助するということは、これは要するに、利益の2 倍もらう、利益を2 回もらうようなもので、これはちょっと不公平にならないかと、一般の家庭であれば当然出すだけなので、これ利益は出ませんけども、これ商売やってるところであれば、これ二重取りみたいな形になってしまうということもあるので、これはちょっと不公平ではないかなっていうふうに思うんですけど。ここ

ら辺の認識はどうなってるのかちょっとお聞きしたい。

高山議長

町長。

町長

はい。お答え申し上げます。確かに使う量に、それから個人と事業者ということで、当然差が出てくるわけございまして、分けて考えるといいますかですね、先ほども言いましたけども、そこで、利益に当然経費が低くなるわけですから、利益が向上するということなんですけども、事業者支援としてやっぱりそこをですね、狙いとするというようなところもあると思うんですよね。個人のやっぱり1番下の方と上を比べると当然そういう差は出ますけども、そこは支援の種類の性格の違いといいますか、そういう認識で支援すべきだというふうに思っております。総体的に今、町内業者の経営状況等も、私も十分ではないかもしれませんがいろんな話を聞く中では、やっぱり物価高対策で、すごい厳しいというなことも非常に多くの方から聞く機会も多いというようなことで、やっぱりそこに、同じく並べるとそういう形になりますけども、生活支援と事業者支援という意味ではですね、そういう事業者のための、やはり利潤を少しでも上げるような支援をすべきだということで考えているところでございます。

高山議長

4番木村議員。

4番
木村議員

町長の今の答弁をいただいてですね、各業者からそういう話があるっていうのもわかります。当然今どの業種も大変だと思いますよ。だけど水道料金に関してはやっぱり偏ってしまうんじゃないかなと思うんですよね、この対策、水道料金の対策では。やはり水道を使うところはいいけども、それは使わないところは今回の物価対策で何も得られないのかっていうこと。そうであれば今の町長の答弁はちょっと違うんじゃないかな。それであればまた違う方法でね、ここで水道のメーター読みでやるのではなくて、違う、また項目を立ててですね、物価対策するべきではないかなと思います。すごくわかりにくくて、本当にしたらこれ、どこがどういうふうにしてこれ軽減されるんだろうとかっていうことがあると思うんですけども、実際問題やっぱりうちがそういうあれに当てはまるのかないのか。っていうようなことがね、やっぱり町民的にわかりにくいっていうところもありますので、これについては再考したほうがいいんじゃないかなって僕的には思っております。これはやっぱり町民一人一人がやはり公平性を持って、自分が行政に守られているんだっていうような感覚を持つためにもですね、ぜひ、ここは再考を願いたいというふうにして思っておりますので、前回委員会の中でも言いましたけども、今回のことについてはちょっと残念だになっていうふうにして思っております。これについては今さら町長が答弁したのとはきっと変わらないと思いますけど、僕的には、3回目なので、一応そう

いう意見だっということ、よろしくお願いします。

高山議長

ほか。8番千葉議員。

8番
千葉議員

8番千葉です。歳出の10ページ、2款1項9目18節の負担金、補助及び交付金について伺いしたいと思います。生活交通確保対策の事業費補助金ということで、路線バスの維持に関わる補助を今回500万計上という形になっていまして、一般財源のほうから500万ということですが、3,000万から今度3,500万の歳出という形になりますけども、常任委員会の中では、8割交付税で算入されるという説明で伺っておりますけども、私は、このままもしですね、路線バスを維持してる事業者に対して、運転手も不足する。それから燃料費も高騰を続けている。このままの状態ではまだまだちょっとエスカレートしていくのかなという懸念を持っています。またそれによって、町民の足となる利便性が増すかと言ったら、全く現状維持のまま。果たしてこれでいいのかなという私は疑問を持っております。今後こういった路線バスを維持していく形をとっているのであれば、さらなる、いわゆる補正を組んで、上積みしていくことが本当に正しいのかな。その辺の先の見通しをまず伺っておきたいと思います。

高山議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

はい。ただいまの質問にお答えしたいと思います。ここ最近、ここ3年ほどは同じような理由で、この補助金の金額が上がっているところがあるかなというふうに考えておまして、それに対して利用者数についても、今年でいくと1便につき1.45人ぐらい減っているというような状況になっております。予算の説明にもあったとおり物価高騰、あるいは運転手確保のための労働環境の改善等、その分が経常経費に反映されて補助金が増えているということは間違いないかと思います。見通しとしても、今説明があった重点支援でも、生活者支援ということで、まだこれからインフレ等が続くというような予想のもと、重点支援が行われたものと考えておりますので、傾向ということで問われるとこれについては、やはり不透明な部分はあるのかなと思ってまして、ご指摘のとおりこれからも補助金の金額が上がっていくことっていうことも周辺の状況を考えると端的に予想されるかなとは思っております。以上です。

高山議長

8番千葉議員。

8番
千葉議員

8番千葉です。傾向としてまた増えていく可能性は否定できないという答弁でございましたけども、私はもっと町民の足の在り方、路線バスの在り方、交通形態のいわゆる公共的な役割を果たしていく交通形態の在り方っていうもの

は、やはり早急にですね、私は議論をやっぱり深めていく必要性があるのかなというふうに思っております。乗車率からいっても費用対効果という視点でとらえた場合は、私はこの3,500万、本当にこれからですね、また増え続けていくという考え方に対しては、やはり一定の議論、協議、特にピンポイントで町民からの意見も伺って、ちゃんとした対策をこれからとっていくべき課題なのかなというふうに思っていますけども、このことについて、将来的にですね、路線バスの在り方含めて、あるいは町内の足の確保あるいは町外に出る場合もそうなんですけども、全体的な交通網の在り方について議論を深めていく考え方があるのかなのか、そのことについて伺っておきたいと思います。

高山議長

町長。

町長

はい、私からお答え申し上げます。町民の足の確保という視点で、以前から千葉議員等におかれましてもそういったご質問いただいているというなことでございまして、今、総合計画の住民意向把握で、今回またちょっと回らせていただきますけれども、やっぱりこういう足の確保について非常に訴える方も多いというふうな現状も私ども把握しているところでございます。今回は路線バスの、道南バスへの補助金ということになりますけれども、本当にこれ路線バス等を含めた、今、うちが取り組んでいるデマンドなり、それから個々のサロン用ですとか、それから病院のバスとかスクールバス等も含めて、そういう交通手段をもっともって総括的に効率よく運行して町民の足の確保を図るべきだというご質問だと思いますけども、そのとおりだと思っております。道南バスに関しては、本当にもうこういう補助金の問題もありますけども、いわゆる運行する人材確保がもう相当厳しい状況になっているということでございまして、うちのいわゆる日高西部路線だけではなくて、会社としてもっともって全体的な路線の見直しにかかっているというような状況でございまして、そういった中では今後、長期的に見てもこの路線を道南バスがずっと維持できるかという、そういった問題も出てくるかなというふうに現実としては私もそう感じているところでございます。そういった中で、じゃあどうするかということなんですけども、やっぱりその公的な交通手段をもって、その辺をカバーすべきなんだろうと。手段としては非常にそういうところの検討がある、必要になってくるんだろうなというふうに思っております。ただ、本当にご存じのとおり、足の確保についてはすごいやっぱり、財源といいますか、予算を投資しなければならないというような現状もあって、そういう状況になってこういう交通手段でやるぞとなれば、予算的な配分も覚悟をして、そういうところにもっともって重点配分するというようなことにもなろうかと思いますけども、もうそれは本当に、当町の重要な政策課題の一つだという認識は変わりませんので、今後いろんな状況を把握しながら、ぜひ議会も含めて、いろいろ検討させていただければというふうに思っています。それからまだまだ道南バスの現状について

も情報発信といいますか、情報共有というようなものも不足しているところがありますので、ぜひそれも機会を見て、議会のほうにもいろんな情報を共有させていただいて、議論をさせていただければと思います。

高山議長

8番千葉議員。

8番
千葉議員

8番千葉です。本当に住んでいてわかるんですけども、特に高齢者の方からよく言われるのは、結局、デマンドバス、あるいは福祉バス、それからスクールバス、それから病院の送迎バスと、もう本当に私は町としては手厚くやってくれてるんですけども、それをやってくればくるほどですね、本当にこの路線バスに対して維持するのに3,500万を出していく、逆行してるんですよ。乗車人数も当然町のほうの手当している交通網でカバーできてくる範囲がやっぱり広がってくるということになる、当然乗る方も減ってくる。けども路線バスを全くなくすわけにはいかないという地域的な立場も私、理解しているんですよ、すごくて。ただ、いずれにしても、今後の見通しを考えたら、やはり、この3,500万が4,000万になっていく、あるいは4,500万になるのかなという、そういった懸念を持って、私は頭がちょっと混乱している状態です。民間の事業者も同じように運転手の不足とか、高齢化、それから燃料の高騰と事業所自体も大変な状態ではあると思うんですけども、やはりほかの自治体の事例とかも私ちょっと調べているんですけども、やはり民間もそうなんですけども、まずは町民に対してどういう形が一番その理にかなった足の確保につながるのか、やはり意見を徴取してもらいたいというのが私の希望であります。それによって、当然交付税に算入されない、自前のお金で全てをやるのがいいのか、あるいはその路線バスを最後まで最後の最後まで、維持してくれる限り守っていったほうがいいのか。それから、町外に出る場合の足の確保はどうなのか。そんなこと含めて議論を深めてもらいたいというふうに思っています。最後の質問ですから付け加えておきますけども、例えば、デマンドにしても、例えば本町の人は富川までデマンドで行けるわけですよ。ところがやっぱり貫気別、振内、岩知志とかその奥もそうなんですけど、旭とかもそうなんですけども、やはりデマンド一つ乗っても乗り換えをしながら時間帯に気遣いをしながら、そして富川まで出ていくと。多分富川へ出ていく方の恐らく半分以上は買い物関係かな、あるいは病院の関係もあるのかな、どうなのかっていうこともあるんですけども、そういった地域の格差がやっぱり生まれている以上はこれからやっぱり、きっちりとやっぱり議論を深めて、先ほど言ったとおり町民の方々の、特に高齢者とか女性ドライバーの方々の意見を聞きながらですね、進めてもらいたいということを約束してもらえませんか。それもしできるだけ時間を置かないでやっていただきたいという希望があるんですけども、そのことについて最後に答弁求めます。

高山議長	町長。
町長	はい。お答え申し上げます。今ご質問のあったとおりですね、私ども、道南バスの状況等もありましてね、やっぱり乗車する方々のニーズとか、層みたいなのですね、刻々変化するという状況の中で、今までもそういう検討をしてきたというようなところもあるという認識もありますので、なかなか目に見えた効率的な交通体系が構築されてないというのが現状だと思いますので、さらにですね、いろんな状況を把握しながら検討させていただければと思いますので、ご理解いただきたいと思います。
高山議長	ほかに質疑ありませんか。4番木村議員。
4番 木村議員	はい。14ページの地場産業の振興についてちょっとお聞きしたいんですけども。これは内容的にどのようなことが、何を使って、どういうものを作るんだとか、そういうのがわかればちょっと教えていただきたい。
高山議長	観光商工課長。
観光商工 課長	ただいまの質問にお答えさせていただきます。地場産業の振興の補助の内容になりますけれども、今回、申請いただいた内容につきましては振内の和牛の飲食店になるんですが、そこでフリーズドライの機械を導入をしてトマトですとか、あと和牛とかお肉関係もフリーズドライする形で、新しい商品として作っていった販売をしていきたいということで、その分に対する補助ということになっております。以上です。
高山議長	4番木村議員。
4番 木村議員	この地場産業、今までちょっと話出たのがちょっと暗い話ばかりなので、こういう新しい商品を考えてとか、平取町内で生まれてくるというのは大変いいことかなというふうに思っています。こういうことはどんどんどんどんやっていくとですね、ふるさと納税の品目も増えたりなんかして、ふるさと納税、こういう何かやっていかないことには、ヒット商品って生まれないので、一生懸命みんなでそういうところを応援しながらヒット商品が生まれるようにやっていくっていうのはすごくいいことだと思います。それでこれ一般財源ということになっていきますけども、これ一般財源の中身っていうかですね、今ふるさと納税で納税していただいている皆さんの基金を積み立てなんかしていますけど、そういう中からこれは出るっていう形でいいんでしょうか。それとも一般、本当に普通の一般財源から出るのかちょっと聞きたい。

高山議長	総務課長。
総務課長	はい。ただいまのご質問にお答えします。今回の一般財源充当については、通常の一般財源からの充当ということでご理解いただければと思います。
高山議長	4 番木村議員。
4 番 木村議員	4 番木村です。はい。今、普通の一般財源からということで伺いましたけど、ふるさと納税も観光商工課職員、もう一丸となって頑張っていたいですね、毎年、毎年、増えている状況があると思います。そういう中で、新たな商品を開発するっていう意味で、先ほども言いましたけども、やっぱりそういうのが大事だと思うんですね、率先的にやっていくっていう。やっぱり今ふるさと納税が増えているうちにですね、やっぱりそういうような項目を作って、どんどんどんどん町民に積極的に新しい商品の開発なんかをやっていただけるような仕組みなんかを作っていただければなっていうのは、今回の補正予算ちょっと関係ないんですけども、出たということもありますので、是非そこら辺はこのふるさと納税のほうの予算を関わっている観光商工のほうである程度使えるような形にして、商品の開発に進めていってもらいたいなというふうにして思います。よろしくお願いします。
高山議長	町長。
町長	はい。ご質問の主旨をですね受け止めさせていただいて、本当にふるさと納税のみならず、やっぱり地場で誇れるようなといいますか、外に向かって情報発信も兼ねて提供できるような商品が一つでも多くあることは本当に地域として望ましいというふうに思ってます、今回、今本当にふるさと納税に力を入れてるということで、担当も、本当に一生懸命頑張って、そういった返礼品の開発等に取り組んでおりますので、もっともっと関係者のいろんな知恵も借りながらですね、そういうことに取り組んでまいりたいと思います。
高山議長	ほか、質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。6 番崎廣議員。
6 番 崎廣議員	はい、6 番崎廣です。議案第 1 号平取町一般会計補正予算第 1 2 号につきまして反対の立場で討論いたします。今回提案されました補正予算の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用事業につきましては、1 月1 3 日開催の総務文教・産業厚生合同常任委員会で事前の説明がありました。その際から、今

回町がこの事業で取り組む水道料金の基本料金だけではなく、メーター使用料まで減免をするという水道料金減免事業2,050万について、公平性からも疑問符が付く事業であると考えております。全国的に水道料の減免につきましては、物価高騰対策として取り組む自治体はあります。今年の夏も実施をするという東京都をはじめ、近隣では新ひだか町も実施をします。しかし、その内容は基本料金のみであります。新ひだか町におきましては、上下水道料金の基本料金その対象者は、家事用、一般用に限定をしております。対象者を営業、団体、農業、休栓の全世帯、事業主まで拡大しているのは、物価高騰対策として理解をしても、メーター使用料まで拡大することはいかがかと私は思います。町長は物価高騰対策を実感してもらいたいと言いますが、個人に商品券2万円を配布することで、実感できますし、水道料金の基本料金だけの減免でも感じることができると思います。予算に余裕があるのであれば、減免期間を2か月から4か月に延長することが町民としては助かるのではないのでしょうか。以上の理由から、本補正予算の12款1項2目簡易水道事業会計繰出金の事業内容、水道料金の減免事業の変更を求めるものであります。事業内容を変更し、改めて補正予算の再提出を求めるものであります。よって私はこの議案第1号については反対をいたします。

高山議長

次に原案に賛成の発言を許します。2番中川議員。

2番
中川議員

今の減免に対して、私は賛成の立場で意見を述べさせてもらいたいと思います。最初に建設水道課長が資料を作ってくれましたけども、これを参考にして言いますけども、一般用に関しては一応、一般用の1件の平均、これが4,160円となっていますけども、やはり家庭人数が多いところではこれ以上の料金だと思っております。それによってやはり、そういう差をなくすためにも、やはり、一般用に関しては、全員に対して減免するのか理想だと思っております。そしてまた次に営業用、また農業用に関してですけども、これに水道がよく使われているのは、飲食店、また農業用に関しては、いろいろ農業でもありますけども、酪農関係が一番使っているのではないかと考えております。この酪農関係、また飲食店に関しては、衛生面、本当に真剣に、水を使って衛生面については、気を使っているところでございます。保健所の絡みもありますので、どうしてもこれが衛生面に引っかかると事業に支障をいたしますので、ここの水道に関しては、減免しても良いのではないかと思います。先ほどから問題になっている団体用なんですけども、これに関してはいろいろと意見はあると思いますけども、自分としてはですね、主に町民利用のために使用していることから、一応これに関しては、減免でもいいんじゃないかというふうに考えております。実際水道に関しては生活基盤ですのでね、やはりこれについては減免申請の対象にしてもよいのではないかという意見で述べさせてもらいます。

高山議長	反対討論ありませんか。4 番木村議員。
4 番 木村議員	はい、4 番木村です。私は議案第 1 号について反対の立場から討論させていただきたいと思います。先ほど質問の中でも言っていましたけども、やはりちょっとこう見えにくいところもありますし、やはり何ていうんですかね。商売としてやる中で、その中の料金にも付加されているということもあります。それとですね、やっぱり一般家庭とが一緒になるっていうことは、これはどうしても公平には思えないということもありまして、やはりそこは先ほど話もありましたけども、それであれば基本料金を 2 か月でなくて 4 か月にするとか、やっぱりそういうやり方があるんじゃないかなと思います。それで僕は本当からいえば基本料金を長くするというよりはですね、別立てしてもっと各企業にわかりやすい形で交付する、助成するほうがよろしいんじゃないかなっていう思いから、この議案第 1 号については再考をお願いしたいというふうな思いで反対の意見で出させていただきたい、討論とさせていただきたいと思います。
高山議長	ほか、討論ありませんか。 （討論なしの声） 討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手） 挙手 4 名。反対の議員は挙手願います。 （反対者挙手） 4 名挙手。採決の結果、賛成・反対が同数でございます。したがって、地方自治法第 116 条の第 1 項の規定により、議長が本案について採決をします。議案第 1 号、令和 7 年平取町一般会計補正予算第 12 号につきましては、議長は、賛成と裁決します。したがって、日程第 4、議案第 1 号、令和 7 年度平取町一般会計補正予算第 12 号は、原案のとおり可決いたしました。 日程第 5、議案第 2 号、令和 7 年度平取町簡易水道事業会計補正予算第 2 号を議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。
建設水道 課長	それでは議案第 2 号、令和 7 年度平取町簡易水道事業会計補正予算第 2 号につきまして、ご説明申し上げますので、議案書 18 ページをご覧くださいと思います。今回の補正につきましては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業に伴う変更でございまして、先ほど一般会計からの繰り出しのご承認をいただきましたことによるものでございます。給水収入を減額し、他会計補助金の額を増額するものでございます。第 1 条、総則、令和 7 年度平取町簡易水道事業会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによるものとします。第 2 条の収益的収入、令和 7 年度平取町簡易水道事業会計予算、収益的収入の予算額を次のとおり補正するものとします。第 1 款第 1 項営業収益、第 1 目給水収益

1億2,160万円を2,050万円減額、1億110万円とするものでございます。第2項営業外収益、第1目他会計補助金5,545万3,000円に2,050万円増額、7,595万3,000円とするものでございます。第1款の簡易水道事業収益総額につきましては変更がございません。第3条、他会計からの補助金、予算第9条に定めた他会計からの補助金の金額を、次のとおり補正するものとします。他会計補助金、既定予定額8,646万円から2,050万円増額し、1億696万円とするものです。こちらの内訳でございますけれども、3条収益的収入7,595万3,000円が他会計補助金となりまして、4条分の資本的収入につきましても100万7,000円ございますので、合計1億696万円となるものでございます。20ページ、収益的収入の内訳をご覧いただきたいと思います。収益的収入、1款1項1目給水収益の内訳としまして、第1節給水収益、専用詮使用料2,050万円の減額、1款1項1目他会計補助金、1節他会計補助金、こちらは一般会計からの繰り入れとして2,050万円の増額となります。19ページの令和7年度平取町簡易水道事業会計補正予算実施計画につきましては、記載のとおりとなっておりまして、お読み取り願いたいと思います。以上ご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

6番崎廣です。繰入金で2,050万をこういう形でやるんですけども、貸借対照表含めて、要は営業収入が減額になって補助金が増えるという部分では、水道会計の何ていうんすかね、貸借対照表を読み込む上で支障が出ないんですかね。補助金のウエイトが多くなってきて営業収入は減額になるという意味では、そういったところは問題ありませんか。

高山議長

建設水道課長。

建設水道
課長

はい、お答えさせていただきます。お気遣いありがとうございます。その辺確認させていただきましたけれども、今回影響は出ないということを確認をさせていただきました。

高山議長

6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

6番崎廣です。こういう形で繰り入れをするというやり方がいいのか、それとも個人の使用料に対してそれを町が払うというやり方もあると思うんですよ。要は営業収入を残す、営業収入で受けるというやり方。恐らくどちらかがあったんだと思うんですけども、このやり方をとったのは、何か会計上の問題

があるのか、それともこちらのほうがリスクがないのかだとか、そういう判断はどういう判断で、これは町側の判断もあると思うんですけども、繰出金、繰入金という処理をするのか、請求行為を一旦起こしてそれに対して町が支払うというやり方で営業収入を確保するというそういう2つのやり方があると思うんですけども、このやり方をとった理由について教えていただきたいと思います。

高山議長 建設水道課長。

建設水道課長 ご説明申し上げます。ただいまの質問でございまして、今回の補助金につきましましては町が事業主体となつてございまして、そちらから会計に入らせていただくという手法を採用したことから、今回の提案とさせていただきます。

高山議長 6番崎廣議員。

6番崎廣議員 はい、6番崎廣です。町が補助金、や、だから、受け手として、そういう形で受けるのかそれとも、当然メーター検針に基づくメーター使用料までいくわけですから、そこに請求行為が起きるはずなんです。それに対して町が埋めるといふ、営業収入に対して埋めるといふ形にはならなかったんですかね。

高山議長 建設水道課長。

建設水道課長 ただいまの質問につきまして、ちょっと確認させていただいてよろしいですか。

高山議長 ほか、質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

ないようですので、答弁調整するので少々お待ちください。答弁に時間がかかりそうなので、休憩します。

(休憩 午前10時52分)

(再開 午前11時04分)

高山議長 それでは再開いたします。再開前の答弁調整について、建設水道課長から答弁をお願いします。

建設水道課長 はい。大変申し訳ございませんでした。先ほど崎廣議員からいただきました質問なんですけれども、今回、水道料全額減免することから、まず、この営業的収益の減額をさせていただくことを考えました。それで、他会計補助金

から、一般会計からの繰入金をいただくということで、今回補正させていただいているわけなんですけれども、今回の処理としましては、一度調定というか水道料金の請求というか、その金額的なものは当然のごとくやらせていただきまして、額をゼロにして各利用者さんにはがき等の通知を行う予定です。ゼロにした金額を町から補助金として繰り入れるという形の処理をしようとしたことから今回のような形の補正の提案とさせていただいた次第です。ちょっと説明になっているかどうか申し訳ありませんけど、そういうような流れで今回の提案とさせていただいております。

高山議長

ほか、質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第5、議案第2号、令和7年度平取町簡易水道事業会計補正予算第2号は、原案のとおり可決しました。

本臨時会に付された事件の審議状況について報告します。報告1件で承認1件、議案2件で、原案可決2件となっています。

以上で、全日程を終了しましたので、令和8年第1回平取町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

（閉 会 午前11時08分）